

国民スポーツ大会特殊競技支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊競技の強化を図るため、該当競技団体（以下「競技団体」という。）が行う活動に要する費用に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 練習会場等への用具運搬費と、練習場の維持管理費（貸付料）を対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において配分する。

(交付申請)

第4条 競技団体が補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める指定期日までに次に掲げる書類を公益財団法人島根県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）に提出すること。

- (1)補助金交付申請書 (様式1)
- (2)事業計画書 (様式2)
- (3)収支予算書 (様式3)

(請求手続き)

第5条 競技団体が補助金の請求をする場合は、交付決定後に補助金交付請求書（様式4）を提出すること。

(事業報告)

第6条 事業が完了したときは、事業が終了した日から起算して30日を経過する日、又は年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出すること。

- (1)実績報告書 (様式5)
- (2)実施報告書 (様式6)
- (3)収支決算書 (様式7)

※事業成果及び領収書（本書）を添付すること。

(額の確定及び通知)

第7条 理事長は、収支決算書及び事業報告書を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、競技団体に文書をもって通知する。

2 競技団体は、補助金の額が確定したときにおいて、すでにその額を越える補助金が交付されている場合は、その越える額の補助金を直ちに返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第8条 競技団体は、当該事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し保管しなければならない。

2 理事長は、必要に応じて帳簿及び証拠書類を提出させることができる。

(補助金交付の取消し)

第9条 競技団体が補助金を不当に使用し、又は会計に不明な点があるときは、補助金の一部又は全部を取消しし、返還を求めることができる。